



筑紫女学園大学リポジット

Shinran's Worldview and Naraka (Hellish Realm)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-10-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小山, 一行, OYAMA, Ichigyo メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/468

親鸞の世界観と地獄

小山 一行

はじめに

筆者は二〇一一年四月より、学内外の十名に及ぶ研究者と共に「化身土巻研究会」に参画し、二〇一二年度からは人間文化研究所の特別研究助成を受けて『教行信証』化身土巻末の読解を主題とする共同研究を継続してきた。これは、親鸞の主著である『教行信証』化身土巻末をできるだけ厳密に読み解くことによって、親鸞が自らの生を受けている現実世界をどのように認識していたかを考察すると共に、その結果として親鸞の思想構造を理解する新たな視点を得ようと意図したものである。

親鸞の主著『教行信証』は、具名『顕浄土真実教行証文類』が示す通り、親鸞の受け止めた「仏の正意」、即ち仏教の真意を六巻に分けて論じたものであるが、前五巻がそれぞれ「真実教」・「真實行」・「真実信」・「真実証」・「真仏土」を顕す巻とされているのに対し、化身土巻は「顕浄土方便化身土文類」と名付けられ、本・末両巻に分かれている¹。このようなことから、親鸞の思想の核心は真実五巻と言われ

る前五巻にあり、化身土巻はその真実に導くための方便、或は簡非のために添えられた付随的なものとする見方が従来は大勢を占めていたが、近年、化身土巻が徐々に注目されるに至った状況については既に報告した通りである²。

化身土巻研究会では、こうした問題意識に立つて、化身土巻末に引用された諸経論の原意を読み取り、親鸞の読みの独自性に注目することによってその引意を探求し、親鸞の世界観を考察するという作業を続けてきた。二〇一四年三月現在、研究会は化身土巻末のほぼ六割を読了した段階であり、残された課題も多く、研究としては未だ道半ばという状況である。本稿はこの共同研究の中間報告の一部として、化身土巻末にみられる親鸞の世界観全体を視野に入れながら、その中で地獄という言葉が親鸞にとってどのような意味を持っていたのかを検討したいと思う。

仏教の地獄説に関する先行研究としては、早くから泉芳璟氏をはじめ山邊習學氏等の労作が知られており、近年では石田瑞麿氏の綿密な考察も発表されている³。また、地獄をテーマとする論文も、極めて

多数に及んでいる⁴。しかし、親鸞における地獄という問題を、親鸞の世界観との関連において考察しようとする研究は十分なされていないと言いたい。本稿では、親鸞の著作における地獄という言葉の用語例を確認し、若干の考察を加えることから始めたい。

親鸞における地獄の用語例

親鸞の著作の中で、親鸞自身が「地獄」に言及している箇所は極めて少ないが、『教行信証』中の引文には左記のように数多くの用例が見られる。

『教行信証』		
化身土卷本・・・・	引文『末法灯明記』	一例
化身土卷末・・・・	引文『月藏経』忍辱品	一例
	引文『本願業師経』	一例
信卷本・・・・	引文『聞持記』	一例
	引文『涅槃経』梵行品	二九例
	引文『涅槃経』迦葉品	一例
	引文『論註』	五例
	引文『散善義』	二例
	引文『往生拾因』	一例
真仏土卷・・・・	引文『涅槃経』迦葉品	二例
『和讃』「浄土和讃」	「正像末和讃」	二例
『消息』		二例

本稿では、引用もまた自釈に準ずるものとして考察することとし、化身土卷の用例から検討したい⁵。『教行信証』の構成からすれば順不同となるが、本研究が化身土卷の解読を端緒として始まったことによるものである。なお、引用文は坂東本を底本とする『浄土真宗聖典全書』（以下「聖典全」という）に依ったが、異体字は常用漢字に改めたところがある。また、適宜句読点および送り仮名を補い、便宜のため番号を付した。参照した藏経等については読点を補ったところがある。

化身土卷の用例 化身土卷本では、まず『大集経』を引いて「破戒・無戒ことごとくこれ真宝なり」と説いた後、それに対する問いを挙げ「末法灯明記」の中に地獄の語が出てくる。

(1) 『末法灯明記』（化身土卷本・三時開遮 引文）

問ふ。伏して前の文を觀るに、破戒名字、眞寶ならざること莫し。何が故ぞ『涅槃』と『大集経』に、國王・大臣、破戒の僧を供すれば國に三災起り、遂に地獄に生ずと。破戒尚ほ爾なり。何に況んや無戒をや。而爾に如來一つ破戒に於て、或は毀り或は讀む。豈に一聖の説に兩判の失有るをや。（聖典全二、二一七頁）

『末法灯明記』は最澄の作と伝えられるが、疑問視するのが定説となっている。日本大藏経所載の訓点によれば、親鸞の読みとは微妙に異なる部分もある。

問ふて云く、伏して前文を觀るに、破戒名字も眞實ならざることなし。何が故ぞ涅槃・大集等の經には、國王・大臣、破戒の僧を供すれば國に三災起り、遂には地獄に生ずと。破戒尚爾り。何に況や無戒をや。爾らば如來、一の破戒に於て或は毀り或は讚む。豈に一聖の文、兩判の失有らんや。(日本大藏經七七、天台宗顯教章疏三、二八三頁)

この一文は、末法の時節にあつては最早や持戒は不可能であるが故に、破戒・無戒の僧といえども尊重すべきであるとの意を述べようとしたもので、それは古來「破戒の僧を供養すれば國に三災起り、地獄に墮ちる」とされてきた仏語に矛盾するのではないかという問いを出し、矛盾ではないという結論に導こうとするものである。「破戒の僧を供養すれば國に三災が起り、地獄に墮ちる」ということについては、たとえば『大集經』卷二四、虚空目分中護法品第九に次のような文が見える。

若有國主。於無量世修施戒慧。見我法滅捨不擁護。如是所種無量善根悉皆滅失。其國當有三不祥事。一者穀貴。二者兵革。三者疫病。一切善神悉捨離之。其王教令人不隨從。常爲隣國之所侵虜。暴火橫起多惡風雨。暴水增長吹漂人民。内外親信咸共謀叛。其王不久當遇重病。壽終之後生地獄中。(大正一三、一七三頁上)

次の化身土卷末はいわゆる外教釈で、仏教以外の鬼神や魔に帰依す

ることを戒めるものとして墮地獄の罪が示される。

(2) 『月藏經』忍辱品(化身土卷末・外教釈 引文)
若し衆生有りて、我が爲に出家し、鬚髮を剃除して袈裟を被服せん。設ひ戒を持たざらん、彼れ等悉く已に涅槃の印の爲に印せらる、也。若し復た出家して戒を持たざらん者、非法を以てして惱亂を作し、罵辱し毀咷せん、手を以て刀杖打縛し斫截すること有らん。若し衣鉢を奪ひ、及び種種の資生の具を奪はん者、是の人は則ち三世の諸佛の眞實の報身を壞するなり。則ち一切天人の眼目を排うなり。是の人、諸佛所有の正法三寶種を隱没せんと欲ふが爲の故に、諸の天人をして利益を得ざらしむ。地獄に墮せん故に、三惡道增長し盈滿を爲すなりと。(已上)(聖典全二、二三三八―二三九頁)

また化身土卷末には『地藏十輪經』から二文が引かれている。第一文は卷六・有依行品からの引用で、「具に正しく(仏法に)歸依して、一切妄執吉凶を遠離せんものは、終に邪神・外道に歸依せざれ」とあり、続けて「又言く……」として卷三・無依行品の文を引いている。

(3) 『地藏十輪經』無依行品(化身土卷末・外教釈 引文)
又言く、或は種種に若しは少、若しは多、吉凶の相を執して、鬼神を祭りて、(乃至)極重大罪惡業を生じ、無間罪に近づく。是の如きの人、若し未だ是の如きの大罪惡業を懺悔し除滅せずば、

出家して及び具戒を受けしめざらんも、若しは出家して或は具戒を受けしめんも、即便、罪を得んと。(『已上』(聖典全二、二四〇頁))

この引文は直接「地獄」に言及したのではないが、地獄、特に阿鼻地獄と結びつけられる「無間罪」の用例として挙げた。『地藏十輪經』には次のように説かれている。

或執種種若少若多吉凶之相祠祭鬼神。(若復有人於諸如來所說正法或聲聞乘相應正法或獨覺乘相應正法或是大乘相應正法。誹謗遮止不自信受。令他厭背障礙他人讀誦書寫下至留難一頌正法。如是名爲非根本罪亦非無間。)而生極重大罪惡業近無間罪。如是之人。若未懺悔除滅如是大罪惡業。不合出家及受具戒。若令出家或受具戒。師便得罪。(大正一三、七三七頁中)

〔〕の部分が省略されることによつて、鬼神を祭ることが無間罪に近づく大罪であるという趣旨の文となっている。化土卷末の文脈としては、誹謗正法よりも鬼神の問題を重視しようとした親鸞の意図をうかがうことができる。最後の語句について親鸞は「即便、罪を得ん」として、罪を得るのは出家させた師であるのか出家した本人であるのか定かでないが、原文では「師便得罪」とあるので、師が罪を得るといふのが原意であることがわかる。親鸞が意図的にそう読んだのかも知れないが、披見した藏經の原文がそうであった可能性もあろう。さらに化土卷末では、『本願薬師經』から二文を引く中、第二文に

地獄の語が見える。

(4) 『本願薬師經』(化身土卷末・外教釈 引文)

『本願薬師經』に言はく、「若し淨信の善男子・善女人等有りて、乃至盡形までに餘天に事へざれ」と。

又言はく、「又世間の邪魔・外道・妖孽の師の妄説を信じて、禍福便ち生ぜん。恐らくは動もすれば心自ら正しからず、卜問して禍を覓して、種種の衆生を殺せん。神明に解奏し、諸の魍魎を呼ばうて、福祐を請乞し、延年を冀はんと欲するに、終に得ること能はず。愚癡迷惑して邪を信じ、倒見して遂に横死せしめ、地獄に入りて出期有ること無けん。(乃至 八つには、横に毒藥・厭禱・呪咀し、起屍鬼等の爲に中害せらる」と。(『已上抄出』(聖典全二、二四〇頁))

この文もまた、邪魔・外道を祭つて福を祈ることの罪深さを地獄と結びつけて述べたものといえよう。

信巻の用例 次に信巻本では、まず『聞持記』の引文の中に地獄に

言及するものがある。

(5) 『聞持記』(信巻本・菩提心釈 引文)

『聞持記』に云く、「不簡愚智、性に利鈍有り。不擇豪賤、報に強弱有り。不論久近、功淺深有。不選善惡、行に好醜有り。取決誓猛信、臨終惡相、即『觀經』下品中生 地獄の衆火、一時に俱

に至ると等。具縛凡愚、二惑全く在るが故に。(聖典全二、九三頁)

『聞持記』とは、元照の『仏説阿弥陀経義疏』に対する戒度の詳釈であるが、これより先に元照の義疏が引かれており、その意を助顯するための引用であろう。

『浄土宗全書』第五卷の記すところでは、元照の義疏の文と戒度の記とが交互に示されており、親鸞が引いているような形式にはなっていない。

〔疏〕不簡愚智。不擇豪賤。不論久近。不選善惡。

〔記〕不下四句。所攝之機。愚智則性有利鈍。貴賤則報有強弱。

久近則功有淺深。善惡則行有好醜。

〔疏〕唯取決誓猛信。臨終惡相。十念往生。〔記〕唯下三句。感生

行相。臨終惡相。即觀經下品下生。地獄猛火一時俱至等。十念往

生。即下生中。具足十念等。(浄土宗全書五、六九六頁)

信卷本の用例は右の一例のみであるが、信卷末では、まず『涅槃經』梵行品(北本卷十九、大正二二、四七四頁上。南本卷十七、大正二二、七二七頁上)に説かれる阿闍世の父殺しの物語が延々と引かれる中に、「地獄」の語が繰り返し返し登場する。

(6) 『涅槃經』梵行品(信卷末・明所被機 引文)

又言く、「爾の時に王舎大城に阿闍世王あり。其の性弊惡にして

善く殺戮を行ず。口の四惡、貪・恚・愚癡を具して其の心熾盛なり。(乃至)而るに眷屬の爲に現世の五欲の樂に貪著するが故に、父の王宰无きに横に逆害を加す。父を害するに因りて、己れが心に悔熱を生ず。(乃至)心悔熱するが故に徧體に瘡を生ず。其の瘡臭穢にして附近すべからず。尋ち自ら念言すらく、我今此身に已に華報を受けたり、地獄の果報將に近づきて遠からず。爾の時に其の母韋提希后、種種の藥を以て爲に之を塗る。其の瘡遂に増すれども降損有ること無し。(聖典全二、一〇五頁)

阿闍世は父王を殺したことを後悔し、自責の念から体中に瘡ができ、これは地獄に墮ちる前触れであると恐怖を抱くようになる。その阿闍世の苦惱に対して、六人の大臣が交互に登場し、それぞれ墮地獄をおそれる必要はないと説得するのである。

(7) 『涅槃經』梵行品・統(信卷末・明所被機 引文)

時に大臣有り、日月稱と名づく。(中略)王、臣に答へて言はまく、我れ今身心豈に痛まざることを得んや。我が父宰无きに横に逆害を加す。我れ智者に従りて曾て是の義を聞きき。世に五人有り、地獄を脱れずと。謂く五逆罪なり。我れ今已に无量无边阿僧祇の罪有り。云何ぞ身心をして痛まざることを得ん。(中略)王の言まふ所の如し、世に五人有り、地獄を脱れずとは、誰か往きて之を見て、來りて王に語るや。地獄と言ふは、直に是れ世間に多く智者説かく、王の言ふ所の如し、世に良醫の身心を治する者

无けん。今大醫有り、富闌那と名づく。(聖典全二、一〇六頁)
(中略)

王即ち答へて言く、我れ今身心云何ぞ痛まざらん。我れこれ癡盲にして慧目有ること無し。諸の悪友に近づきてこれ善く提婆達多悪人の言ばに隨ひて正法の王に横に逆害を加す。我れ昔曾て智人の偈説を聞きき。

若し父母 佛及弟子に於て 不善の心を生じ 悪業を起さん

是の如きの果報 阿鼻獄に在りと

是事を以ての故に、我れ心怖して大苦惱を生ぜしむと。(聖典全二、一〇七頁)

(7)の後半部分は大臣・藏徳との問答であり、次の(8)は実徳、さらに(9)は悉知義という大臣との問答である。

(8)『涅槃經』梵行品・統(信卷末・明所被機 引文)

曾し智者の是の如きの言を作ししを聞きき。若し人、母と通じて、及び比丘尼を汚し、僧祇物を偷み、无上菩提心を發せる人を殺し、及び其の父を殺せん。是の如きの人は必定して當に阿鼻地獄に墮すべしと。(聖典全二、一〇八頁)

(9)『涅槃經』梵行品・統(信卷末・明所被機 引文)

我れ亦曾て智者説きて言しを聞きき。若し父を害すること有れば、當に无量阿僧祇劫に於て大苦惱を受くべしと。我れ今久しからず

して必ず地獄に墮せん。(聖典全二、一〇八―一〇九頁)

これに対して大臣・悉知義は、過去に父を殺して王位に就いた者の名を列挙し、「是の如き等の王、皆其の父を害して王位を紹ぐことを得たりき。然るに一として王の地獄に入る者無し」と慰め、「地獄・餓鬼・天中と言ふと雖も、誰か見る者有るや」と言う。(聖典全二、一〇九)

次に登場する大臣・吉徳は、地獄という言葉の語源論を持ち出し、そもそも地獄など無いのだと言う。

(10)『涅槃經』梵行品・統(信卷末・明所被機 引文)

地獄と言ふは、何の義有りとかせん。臣、當に之を説くべしと。地は地に名づく、獄は破に名づく。地獄を破せん、罪報有ること无けん。是を地獄と名づく。又た復た地は人に名づく、獄は天に名づく。其の父を害するを以ての故に人天に到らん。是の義を以ての故に婆蘇仙人、唱えて言く、羊を殺して人天の樂を得く。是を地獄と名づく。又た復た地は命に名づく、獄は長に名づく。殺彼の壽命の長を以ての故に地獄と名づく。大王、是の故に當に知るべし、實に地獄无けん。大王、麥を種て麥を得、稻を種て稻を得るが如し。地獄を殺しては、還て地獄を得ん。人を殺害しては、還て人を得べし。大王、今當に臣の所説を聽くに、實に殺害无かるべしと。(聖典全二、一〇九―一一〇頁)

しかし、これらの大臣の説得も、阿闍世に安らぎをもたらすものとはならない。そこで、最後に登場するのが耆婆である。阿闍世の機嫌を伺う耆婆に対して、阿闍世は初め同じように地獄への恐怖を語る。

(11) 『涅槃經』梵行品・続 (信卷末・明所被機 引文)

我れ昔曾て智者説きて言ふことを聞きき。身口意業若し清淨ならずは、當に知るべし是の人必ず地獄に墮せんと。我れ亦た是の如し。云何ぞ當に安穩に眠ることを得べきや。(聖典全二、一一一頁)

しかし、先の大臣たちが阿闍世の行為を弁護していたのとは異なり、耆婆はその罪を慚愧する阿闍世の心が尊いと述べる。「慚愧なき者は名づけて人とせず、名づけて畜生とす」という耆婆の言葉がここで語られる。耆婆は今こそ釈尊を訪ねるようにと勧めるが、阿闍世は躊躇する。すると、空中より先王の声がして、阿闍世は悶絶するのである。

『涅槃經』の引文はここで一段落し、次は場面が変わって阿闍世の苦悩を哀れむ釈尊の慈悲心を述べる段となる(北本卷二〇、大正一一、四八〇頁下、南本卷一八、大正一一、七三三頁下)。ここにおいて、私は「阿闍世の為に涅槃に入らず」と述べ、月愛三昧に入つて阿闍世を照護し、また一人七子の喩が説かれるのである。(聖典全二、一一二―一一四頁)

提近因縁の爲には、善友を先とするにはしからず。「无先」をこのように読んでいる(何を以ての故に。阿闍世王、若し耆婆の語に隨順せずは、來月の七日、必定して命終して阿鼻獄に墮せん。是の故に日に近づきたり、善友に若くこと莫かれ。

阿闍世王、復た前路に於て聞く、舎婆提に毗瑠璃王、船に乗じて海邊に入りて災して死ぬ。瞿伽離比丘、生身に地に入りて阿鼻獄に至れり。須那利多は種種の悪を作りしかども、佛所に到りて衆罪消滅しぬと。是の語を聞き已りて、耆婆に語りて言はまく、吾れ今是の如きの二語を聞くと雖も、猶ほ未だ審かならず。定て汝來れり。耆婆、吾れ汝と同じく一象に載らんと欲ふ。設ひ我れ當に阿鼻地獄に入るべくとも、冀はくは汝投持して我れをして墮とさしめざれと。何を以ての故に。吾れ昔曾て聞きき、得道の人、地獄に入らずと。「乃至」云何んぞ説きて定て地獄に入ると言はん。(聖典全二、一一四―一一五頁)

この引文の最後にある「云何んぞ・・・」は「乃至」で略されたその前の段、即ち「一切法に定相無し」と説く仏説を受けた言葉である。ここにおいて釈尊は、頻婆沙羅王が仙人を殺して後悔し、死体を供養したことにより地獄に墮ちなかったという話をし、阿闍世の罪が不定であると述べる。

(12) 『涅槃經』梵行品 (信卷末・明所被機 引文)

爾の時に佛、諸の大衆に告げて言く、一切衆生阿耨多羅三藐三菩

(13) 『涅槃經』梵行品・続 (信卷末・明所被機 引文)

先王、是の如く尚輕く受くことを得て、地獄に墮ちず。況んや王、

爾らずして當に地獄の果報を受くべけんや。．．．
 頻婆沙羅、現世の中に於て亦た善果及以惡果を得たり。是の故に

先王亦た復た不定なり。不定を以ての故に殺も亦た不定なり。殺
 不定は云何してか定て地獄に入ると言はんと。(聖典全二、一一六頁)

以下、釈尊はさまざまな教説をもつて、阿闍世が必ず地獄に墮すと
 決定しているわけではないことを示すのであるが、この部分は先にあ
 げた六師外道の説と区別がつかないようなところもあり、それほど説
 得力があるとは思えない。

ところが突然、阿闍世は伊蘭樹と梅檀樹の喩を挙げて無根の信の生
 じたことを述べ、次のようにいう。

(14) 『涅槃經』梵行品・続(信卷末・明所被機 引文)

世尊、我れ若し如來世尊に遇はずは、當に无量阿僧祇劫に於て大
 地獄に在りて无量の苦を受くべし。我れ今佛を見たてまつる。是
 れ佛を見るを以て得る所の功德、衆生の煩惱惡心を破壊せしむと。

(聖典全二、一一八〜一一九頁)

「是れ佛を見るを以て得る所の功德」の部分は、「以是見佛所得功
 徳。破壊衆生煩惱惡心」とある。坂東本の訓点では、このように読む
 しかないが、西・高本では訓点が異なり、「是を以て佛の得たまふ所
 の功德を見たてまつり」という読みになる。

これに対して、釈尊が「大王、善い哉、善い哉、我れ今、汝必ず能

く衆生の惡心を破壊することを知れり」と讃めると、阿闍世はさらに
 次のように言う。

(15) 『涅槃經』梵行品・続(信卷末・明所被機 引文)

世尊、若し我れ審かに能く衆生の諸の惡心を破壊せば、我れ常に
 阿鼻地獄に在りて、无量劫の中に諸の衆生の爲に苦惱を受けしむ
 「も」、以て苦とせず。(※坂東本では「も」の送り仮名は無い。)(聖
 典全二、一一九頁)

すなわち、墮地獄の恐怖に慄いていた阿闍世が、仏の慈悲心に触れ
 て地獄に墮ちることを苦としないという境地に至ったと言うのであ
 る。阿闍世の回心が墮地獄との関連において説かれている点が重要で
 あり、それは地獄を免れるに至ったのではなく、地獄をも受け入れる
 境地を得たという表現になっていることに注意しておきたい。

阿闍世の回心を見て、摩伽陀国の人民は菩提心を発し、それによつ
 て阿闍世の罪は軽くなる。阿闍世は無常の身を捨てて常身を得たと慶
 び、諸の衆生に菩提心を発さしめる。この後、仏の大慈悲を讃歎する
 偈頌に続いて、釈尊は阿闍世を讃えて次のように言う。

(16) 『涅槃經』梵行品・続(信卷末・明所被機 引文)

爾の時に世尊、阿闍世王を讃めたまはく、善い哉、善い哉、若し
 人有りて能く菩提心を發せん。當に知るべし是の人は則ち諸佛大
 衆を莊嚴すとす。

大王、汝昔已に毗婆尸佛のみもとにして、初めて阿耨多羅三藐三菩提心を發しき。是れ従り已來、我が出世に至るまで、其の中間に於て未だ曾て復た地獄に墮して苦を受けず。大王、當に知るべし、菩提の心は、乃し是の如き無量の果報有り。(聖典全一、一一〇～一一一頁)

これに続いて經典は、阿闍世以下摩伽陀国の人民が積尊の周りを三帀して宮に還つたと記し、梵行品が終わるのである。

次に迦葉品(北本卷三四、大正一一、三六五頁中、南本卷三一、大正一一、八二頁下)が引かれる。これは王舎城の悲劇が起こるきっかけとなった、提婆達多と阿闍世の關係を語る段であり、話としては時を遡ることとなっている。

(17) 『涅槃經』迦葉品(信卷末・明所被機 引文)

提婆達多、尋ちの時に地に躓れて、其の身の邊より大暴風を出して、諸の塵土を吹きて之を汚す。提婆達多、惡相を見已りて、復た是の言を作さく、若し我が此身、現世に必ず阿鼻地獄に入らば、我が惡、當に是の如き大惡を報うべしと。(聖典全一、一一二頁)

これは積尊に反逆しようとした提婆達多にその罪の報いが現れ、地獄に入ることを恐れるという一段であると読めるが、「我惡當報如是大惡」の意味するところはよく理解できない。

続いて、難化の三機、難治の三病は大悲の本願に帰することにより救済されるという結論を述べる自釈があつて、『論註』が引かれている。内容は、『大經』には「唯除五逆誹謗正法」と説かれているのに、『觀經』は五逆の救いは説くが謗法には触れていない。『涅槃經』では難治の三病・難化の三機と説く。これらをどう理解すべきかという問いを出してこれに答えたもので、ここに地獄に言及するところが五か所ある。

(18) 『論註』(信卷末・明所被機 引文)

『經』に言く、五逆の罪人、阿鼻大地獄の中に墮して、具に一劫重罪を受く。誹謗正法の人は阿鼻大地獄の中に墮して、此の劫若し盡れば復た轉じて他方の阿鼻大地獄の中に至る。是の如く展轉して百千の阿鼻大地獄を遷。佛、出づることを得る時節を記したまはず。誹謗正法の罪、極重なるを以ての故なり。(聖典全一、一二五～一二六頁)

ここに言う『經』は、『小品般若經』かと思われるが、鳩摩羅什訳『摩訶般若波羅蜜經』には、般若を否定する者は一切諸仏の智を否定する者であるから、大地獄から大地獄へと無量歳にわたつて経巡ると説かれているのみで、誹謗正法の罪と阿鼻大地獄とを明確に結び付けて述べているわけではない。

皆毀深般若波羅蜜故。則爲皆毀過去未來現在諸佛一切智一切種

智。是人毀些三世諸佛一切智。故起破法業。破法業因緣集故。無量百千萬億歲。墮大地獄中。是破法人輩。從一大地獄。至一大地獄。若火劫起時。至他方大地獄中。生在彼間。從一大地獄。至一大地獄。彼間若火劫起時。復至他方大地獄中。生在彼間。從一大地獄。至一大地獄。如是遍十方。彼間若火劫起故從彼死。破法業因緣未盡故。還來是間大地獄中生此間。亦從一大地獄。至一大地獄。受無量苦。(大正八、三〇四頁下)

(19) 『論註』(信卷末・明所被機 引文)

汝、五逆・十惡繫業等を重とし、下下品の人の十念を以て輕として、罪の爲に牽かれて先づ地獄に墮して三界に繫在すべしと謂はば、今當に義を以て輕重の義を校量すべし。(聖典全二、一二七頁)

この引文は、十念の念仏は五逆の惡業等よりも重いことを論証し、下下品の者が往生できることは「業道は秤の如し、重きもの先づ牽く」という道理に反するものではないと述べたものである。

「信卷末」では、さらに『觀經疏』「散善義」を引いて「抑止門」の義を説くのであるが、この中に地獄について二か所の言及がある。

(20) 『散善義』(信卷末・明所被機 引文)

四十八願の中の如き、謗法・五逆を除くことは、然るに此の二業、其の障り極重なり。衆生若し造れば、直に阿鼻に入りて歷劫周章して出づべきに由無し。但如來、其れ斯の二の過を造らんを恐れ

て、方便して止て往生を得ずと言へり。亦た是れ攝せざるにはあらざる也。(聖典全一、一二八頁)

(21) 『散善義』(信卷末・明所被機 引文)

『經』に云く、猶ほ比丘の三禪の樂に入るが如き也と、知るべし。華の中に在りて、多劫開かずと雖も、阿鼻地獄の中にして長時永劫に諸の苦痛を受けんに勝れざるべけんや。(聖典全二、一二九頁)

「三禪の樂」というのは、色界・第三禪天の樂しみということと、逆謗の者は往生できないのではないが、長い間、花の中に生まれて仏を見ることができない。しかし、地獄の苦に比べれば、はるかに優れているという意である。ここに言う『經』とは『悲華經』とされている。『悲華經』には、轉輪聖王が頭上、両肩、両手両足等に灯火を載せて如來を供養しても、仏力により苦痛を感じることはなく、比丘が第三禪に入るが如き喜びがある、という一段が見えるが、『散善義』の文がこれを念頭に置いたものかどうか、判然としない。

時轉輪王其夜於佛及大衆前。然(燃)百千無量億那由他燈。善男子。

時轉輪王頂戴一燈。肩荷二燈。左右手中執持四燈。其二膝上各置

一燈。兩足踏上亦各一燈。如是竟夜。供養如來。佛神力故。身心

快樂。無有疲極。譬如比丘入第三禪。轉輪聖王所受快樂。亦復如

是。(大正三、一七五頁下)

この後、「またいはく」として『法事讚』の引文があるが、逆謗・闡提撰不の最終結論として「回心すれば皆往く」と述べるのみで、直接には地獄という言葉は出てこない。

続いて「五逆と言ふは」として「若し淄州に依るに五逆に二あり・・・」の文が引かれる。淄州とは中国法相宗第二祖慧沼（六四九～七一四）であるが、この文は永観（一〇三三～一一一一）の『往生捨因』からの引用であることが知られている。

『往生捨因』は、三乗の五逆について次のように言う。

(22) 『往生捨因』（信卷末・明所被機 引文）

一は三乗の五逆なり。謂く、一は故に思ひて父を殺す、二は故に思ひて母を殺す、三は故に思ひて羅漢を殺す、四は倒見して和合僧を破す、五は悪心をもて佛身より血を出す。恩田に背き福田に違するを以ての故に、之を名づけて逆とす。此の逆を執する者は、身壞れ命終えて、必定して無間地獄に墮して、一大劫の中に無間の苦を受けん、无間業と名づく。と。（聖典全二、二二九頁）

この後、『往生捨因』は『俱舍論』の中に「五無間の同類の業」有りと説き、母や無学尼を汚すのは殺母の同類、住定の菩薩を殺すのは殺父の同類、等を引き、また大乘の五逆として『薩遮尼乾子經』および『十輪經』の説く五逆を挙げている。

『往生捨因』の原文は左の如くであるが、二、三の文言の相違を除けば、親鸞が当該箇所のほぼ全文を引用していることが知られる。

五逆者。若依溜州五逆有二。一者三乘五逆。謂一者故思殺父。二者故思殺母。三者故思殺羅漢。四者倒見破和合僧。五者惡心出佛身血。以背恩田違福田。故名之爲逆。犯此逆者身壞命終。必定墮於無間地獄。一大劫中受無間苦。名無間業。又俱舍論中。有五無間同類業。彼頌曰。汚母無學尼。殺母罪同類。殺住定菩薩。殺父罪同類。及有學聖者。殺羅漢同類。奪僧和合緣。破僧罪同類。破壞卒都婆。出佛身血同類。

二者大乘五逆。如薩遮尼乾子經說。一者破壞塔寺焚燒經藏。及以盜用三寶財物。二者謗三乘法。言非聖教。障破留難。隱弊覆藏。三者於一切出家人。若有戒無戒持戒破戒。打罵訶責。說過禁閉。還俗驅使債調斷命。四者殺父害母出佛身血破和合僧殺阿羅漢。五者謗無因果。長夜常行十不善業。已上。

〔次十惡者。身三口四意三。如常十中、前四名四重禁。謂、殺盜淫妄語也。若依十輪經。於此四重中說近無間業。故〕彼經云。一起不善心殺害獨覺。是殺生。二姪羅漢尼。是欲邪行。三侵損所施三寶財物。是不與取。四倒見破和合僧衆。是虛誑語。略抄（大正八四、九四頁上～中）

〔〕の部分には親鸞によって省略されているが、原文を見れば最後の「彼の經に云く」とは『十輪經』であることがわかる。

また、慧沼の『金光明最勝王經疏』卷三は、五逆に関して次のように述べており、『往生捨因』が「若し溜州に依るに」としているのは、これらをもとにしたものと考えられる。

依大乘經所說五逆。非三乘通說。言五逆者。準薩遮尼乾子經。一不得破塔壞寺焚燒經像。及用盜三寶財物。二謗三乘法言非聖教。障礙留難隱弊覆藏。三於一切出家人所若有戒無戒持戒破戒打罵訶嘖。說過禁閉還俗驅使責調斷命。四不得殺父害母出佛身血破和合僧殺阿羅漢。五不得謗無因果。長夜常行十不善業。(大正三九、三三七頁上)

依薩遮尼乾子經等有大乘五逆經。惡心出佛身血。誹謗正法。破和合僧。殺阿羅漢。殺害父母。贊曰。此之五逆三乘通說。(大正三九、二四三頁下)

真仏土卷の用例 以上が信卷の用例であるが、また真仏土卷にも『涅槃經』の引用の中に地獄についての言及がある。

(23) 『涅槃經』迦葉品(真仏土卷・真仏土釈 引文)
亦た一闍提の輩ら、地獄に墮して壽命一劫なりと説くべからずと。善男子、是の故に如來、一切の法は定相有ること無しと説きたまへり。(聖典全二、一六五頁)

(24) 『涅槃經』迦葉品・統(真仏土卷・真仏土釈 引文)
佛を亦た地獄・餓鬼・畜生・人・天と名づく。亦た過去・現在・未來と名づく。是を一義に無量の名を説くと名づく。(聖典全二、一六七頁)

(24) は(23)に「一切の法は定相有ること無し」と説かれることを受けた文脈で、如來は「一名の法に於いて无量の名を説く、一義の中に於いて无量の名を説く、无量の義に於いて无量の名を説く」とし、一義に無量の名を説く例として「佛を亦た地獄」と名づくこと示したもので、地獄について説くことが主眼ではない。

真仏土卷における『涅槃經』の引意は、浄土が涅槃界であることを論証しようとするところにあつて、人間の罪業性を問題とした信卷末の引意とは異なると考えられる。

『和讃』と『消息』 以上、『教行信証』における地獄について検討してきたが、これらはすべて引文であり、親鸞自身の著作に述べられる地獄にも触れておかねばならない。まずは『和讃』の中に、地獄について述べているものが二首ある。

(25) 『浄土和讃』「諸経讃」
衆生有導のさとりにて
无導の仏智をうたがへば
曾婆羅頻陀羅地獄にて
多劫衆苦にしづむなり(聖典全二、三八六頁)

これは、仏智を疑惑する罪の重さを指摘して戒めたものと言える。

「曾婆羅頻陀羅地獄」については、康僧鎧訳とされる『無量寿仏名号利益大事因縁經』に次のような一節があることが知られている。

濁惡世一切有情。若以有碍小智。有疑於佛無碍智。不可思議智。不可稱量智。大乘勝智。無等倫最上智。疑惑不信。以疑惑故。無數多劫中。墮曾婆羅獄。或入頻陀羅獄。受苦無窮。無有出期。(新纂大日本統藏經卷一、三六一頁)

(濁惡世の一切有情、若し有碍の小智を以て、佛の無碍智・不可思議智・不可稱量智・大乘勝智・無等倫最上智に於いて疑有り、疑惑して信ぜずば、疑惑を以ての故に無數多劫の中に、曾婆羅獄に墮ち、或は頻陀羅獄に入り、受苦無窮にして出期有ること無し。)

この『無量寿仏名号利益大事因縁經』について『仏書解説大辞典』には「訳經目錄中には曾てこの經名が見当たらないから、恐らく偽經の一種ならんと云われておる。我国において古來叡山檀那院に秘藏せられていたが、明治の初年初めてこれを世に流布した」(第十卷、四四九頁)とあり、親鸞がこれを読んだかどうか確証はないが、文脈としてはこの經の説くところに沿っているように思える。

高田専修寺藏国宝本によれば、「曾婆羅頻陀羅地獄」に「ムケンチゴクノシユジヤウヲミテハアラタノシゲヤトミルナリ ブチポウヲソシリタルモノコノヂゴクニオチテハチマンゴフヂユス ダイクナウヲウク」(無間地獄の衆生を見ては、あらずしげやと見るなり。仏法を誇りたる者、この地獄に墮ちて八万劫住す?)。大苦惱を受く)とある。地獄の種別やその受苦の長さなどにほとんど関心を示していない親鸞が、何故にこのような和讃を造ったのか、定かではないが、誹謗正法の罪の結果として墮ちるとされた無間地獄さえも楽しいところと見え

るほどの地獄があるという教説に、何らかの意味を感じたことは確かであろう。

(26) 『正像末和讃』「三時讚」

念佛誹謗の有情は

阿鼻地獄に墮在して

八萬劫中大苦惱

ひまなくうくとぞときたまふ(聖典全二、四八九頁)

この和讃は、末尾に「ときたまふ」とあるから、何らかの經論に基づくものと考えられるが、「念仏を誹謗する者は阿鼻地獄に墮する」とは、いかなる經文に依るのか、定かではない。柏原祐義氏は『觀仏三昧海經』の「此等罪人墮此地獄。經歷八萬四千大劫」(大正一六、六六九頁中)を挙げているが、その前に「誹謗邪見不識因果。・・・」とあるから、必ずしも念仏を誹謗する者という文脈ではない⁷。

また『消息』の中に、地獄に言及するものが二通見える。

(27) 『消息』

ひとびとのひがさまに御こゝろえどものさふらふゆへに、あるべくもなきこと々もきこえさふらふ。まふすばかりなくさふらふ。たゞし念佛のひと、ひがごとをまふしさふらはゞ、その身ひとり

こそ地獄にもをち、天魔ともなりさふらはめ。よろづの念佛者のとがなるべしとはおほえずさふらふ。よくよく御はからひどもさふらふべし。(聖典全二、八三六頁)

(28) 『消息』

念佛するひとの死にやうも、身よりやまひをするひとは、往生のやうをまふすべからず。こころよりやまひをするひとは、天魔ともなり、地獄にもをつることにてさふらふべし。こころよりをこるやまひと、身よりをこるやまひとは、かはるべければ、こころよりをこりて死ぬるひとのことを、よくよく御はからひさふらふべし。(聖典全二、八三七頁)

(27) の宛先は「念佛人々御中」と記され、(28) は「慈信坊 御返事」と記されているが、いずれも「九月二日」の日付があることから、同じ日に書かれたものと考えられている。

大原性實氏によれば、前者は「恐らく善鸞グループの者が、一人の念佛者が墮獄の振舞をすれば、他の念佛者も共に墮獄する」という類のことを主張したのに對して、これを傳え聞いた親鸞が、これを大なる謬りとして否定している文書」であり、後者の趣旨も前者に同じく、「心よりの病、即ち意思の業煩惱によりて造る罪過によつて、墮獄する趣を知らしめ、墮獄は全く個人の罪業に基づくものであるから、總ての念佛者に及ぶという様な性質のものではない」と述べたものと解される。

このほか、『歎異抄』には、よく知られるように、

念佛は、まことに淨土にむまるゝ、たねにてやはんべらん、また地獄におつべき業にてやはんべらん、總じてもて存知せざるなり。たとひ法然聖人にすかされまひらせて、念佛して地獄におちたりとも、さらに後悔すべからずさふらう。そのゆへは、自餘の行もはげみて佛になるべかりける身が、念佛をまふして地獄にもおちてさふらはこそ、すかされたてまつりてという後悔もさふらはめ。いづれの行もおよびがたき身なれば、とても地獄は一定すみかぞかし」(聖典全二、一〇五四頁)

という一節に地獄と云う言葉が四回も出ており、しかも「地獄は一定すみかぞかし」という言葉が強い響きを持つているために、親鸞における地獄の問題はこの『歎異抄』の言葉を中心に論じられてきた感があるが、それについては批判的な見解も発表されている¹⁰。

『歎異抄』は親鸞の著作ではないが、その思想を考察するのに欠かすことはできないという立場もある。しかし、本稿ではあえて考察の対象とはしなかった。これについては、『執持鈔』や『恵信尼消息』との関連も視野に入れながら、他日を期すこととしたい。

結論

以上、地獄について述べた親鸞の著作中の用語例を検討してきた。現段階では考察しきれない部分も多く、資料ノートという段階であるが、結論として以下の三点を指摘しておきたい。

① 親鸞の地獄への言及は、そのほとんどが信巻末になされており、『涅槃経』の引文で占められていることが確認される。これは、自己の罪業性を深く問題とした親鸞が、逆謗の罪におののく阿闍世の救いに自らの経験を重ねて見ようとしたことを物語っていると考える。

② 阿闍世の苦悩は、地獄の存在を否定する外道の見解によって癒されることはなかった。罪業深重の者にこそ向けられた仏の慈悲に遇うことによって、阿闍世の救いが成立したことは、親鸞における地獄とは、深信因果の必然として受領されるべき事実であることを示している。

③ そして、阿闍世の救いは地獄からの脱出ではなく、地獄をも苦としない菩提心の発起という形で示されている。このことは、須弥山を中心とした仏教宇宙論、そしてその中に存在する日月星辰およびこれらを護持する諸天の存在が業報因果に基づく現実世界の構造を説くものであり、仏の境界はそれらを超えたところにあることを暗示していると見えよう。

*本稿は、筑紫女学園大学・短期大学部平成二十五年度特別研究助成（指定研究助成）による研究成果の一部である。

註記

1 「化身土巻」本・末の解釈については様々な意見があるが、ここでは論じない。

2 拙論「仏教宇宙論と親鸞の思想」（『筑紫女学園大学・短期大学部人間文化研究所年報』二二号、二〇一〇年、一〇一―一四頁）。

3 泉芳悳『仏教地獄極楽論』法蔵館、一九一八年。

山邊習學『仏教に於ける地獄の新研究』春秋社、一九三四年。

石田瑞磨『地獄』法蔵館、一九八五年。同『日本人と地獄』春秋社、一九九八年。

4 坂本要編『地獄の世界』（北辰堂、一九九〇年）には、地獄に関する多数の論文が収録されており、巻末の参考文献一覧も有益である。

5 中井玄道氏は「教行信証の引文は、集主已證の法門を立證せんが爲といふよりも、寧ろ之を開顯説述せんが爲に經論釋の中より適當の文字を借り來れるものと見るべきが故に、一面より云へば引文と自釋の語との區別を立て難きに似たり」と述べている。（『教行信証・附録』興教書院、一九二〇年、二三三頁）

6 田中教照『「教行信証」における『涅槃経』の重要性』（『武蔵野女子大学仏教文化研究所紀要』六、一九八八年、一〇一―一七頁）参照。

7 柏原祐義『三帖和讃講義』平楽寺書店、一九九二年、八一四―八一五頁。

8 『註釈版聖典』第二版、本願寺出版社、二〇〇四年、七八六頁脚註参照。

9 大原性實『親鸞聖人と地獄―浄土觀の拾遺―』（『真宗学』二七・二八、一九六二年、二〇九頁）。

- 10 山崎龍明「親鸞における地獄論の考覈」(『武蔵野大学紀要』一九、一九七九年、一一三～一二七頁)。

(おやま いちぎょう…人間文化研究所 客員研究員)